

京都市都市計画局建設キャリアアップシステム試行要領（令和7年度改定版）

1 目的

本要領は、京都市都市計画局が発注する建築工事、電気設備工事及び機械設備工事において、建設キャリアアップシステム（以下、「CCUS」という。）を利用した工事の試行に関して、必要な事項を定めたものである。

CCUSの普及、活用により、技能者の処遇改善や現場管理の効率化を図るとともに、建設業の担い手の中長期的な育成及び確保の促進に資することを目的とする。

2 CCUSについて

技能者が、技能、経験に応じて適切に処遇される建設業を目指して、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録、蓄積し、能力評価につなげる仕組みとして、国、業界が一体となって推進しているシステムである。

3 対象工事

都市計画局が発注する原則すべての建築工事、電気設備工事及び機械設備工事のうち、受注者からCCUSの活用について希望があった工事を対象とする。

発注者は、入札公告及び設計図書にCCUS試行工事（受注者希望方式）であることを明示する。

受注者は、CCUSの活用を行う場合、契約後、速やかに試行の意思を工事打合せ簿により通知する。

4 取組内容

CCUSの活用においては、以下の内容について全て取り組むこと。

- （1）事業者登録
- （2）現場登録（管理者ID登録）
- （3）技能者登録
- （4）現場へのカードリーダー等の設置

5 履行状況確認

取組の履行状況は以下の基準で確認する。

なお、確認に当たっては、CCUSのシステムから「現場・契約情報」等の帳票及び利用状況の写真の提示を完成検査時に求めるものとする。

- （1）受注者の事業者登録がされている。
- （2）受注した現場が登録されている。
- （3）技能者のうち1名以上が登録している。
- （4）システムが利用されていることが確認できる。（カードタッチ回数は問わない）

6 工事成績評定

5において、取組の履行が確認できた場合は、工事成績評定の評価項目「創意工夫」において加点（0.8点）する。この加点は、創意工夫における加点の上限（2.8点）のうちに含むものとする。

また、履行できなかった場合の減点を行わない。

7 CCUS活用に係る費用

CCUS活用に係る費用（登録料、現場利用料、機器設置費用等）は、受注者が全額負担するものとする。

8 その他

本要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者間での協議により定める。

9 施行期日

本要領は、令和7年4月1日以降に設計する工事から適用する。